

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	東洋シャッター株式会社 名古屋支店 支店長 井上 大地 名古屋市中川区北江町2-12	一部の地域において、建設業許可を有しない者との間で建設業法施行令第1条の2に定める金額(500万円)以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、近畿地方整備局から同条第3項の規定による営業停止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 行政処分を知った日から (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第11項関係) 第6条 別表第11項に規定する「行政処分」とは、許可行政庁等が許認可権限を規定した法令等に基づいて行う①許可取消処分、②営業停止処分、③法令違反又は不適正な事実の是正を命ずる指示処分等が該当するものとする。	要領別表 第11項 第2号 運用基準 第6条②	1か月 令和8年3月27日～ 令和8年4月26日	建設工事: 建具、建築